

千葉県環境基本計画の見直しの概要について

計 画 の 概 要

- ・ 環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により策定が義務付けられている計画です。
- ・ 現行計画は、平成20年3月に策定されました。計画期間は、20年度から30年度とし、**計画を策定して概ね5年後を目途に計画を見直す**としています。

計 画 の 進 捗 状 況

- ・ 「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」を目標に、各種施策の推進に取り組んできました。
- ・ 計画の着実な推進を図るため、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その結果を「年次報告書」として取りまとめ、学識経験者や住民の代表者等で組織される「千葉県環境審議会」へ報告し意見を伺うなど改善に努めてきました。
- ・ 直近の「平成24年度年次報告書」において点検・評価を実施したところ、一部に順調に進捗していない指標もあるものの、**全般的には目標達成に向けて進展が見られる結果**となりました。

見 直 し の 背 景

【東日本大震災に起因する課題】

- ・ 福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質への対応は、本県はもちろん我が国が初めて直面した重大な課題となりました。
- ・ 震災に起因する電力不足と相まって、温室効果ガスの排出量削減に資する再生可能エネルギーの導入等の一層の促進が課題となりました。
- ・ 埋立地など県内各地で液状化・流動化現象が発生し、道路、上下水道等へ被害を及ぼしましたが、その発生メカニズムは、十分に解明されていません。

【新たに顕在化してきた課題】

- ・ 21年9月に環境基準が設定されたPM2.5（微小粒子状物質）については、県内の環境基準達成率が低い状況にあります。
- ・ 自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」は、生活環境への悪影響を及ぼすことが懸念されています。

【各種法令の改正、個別計画の策定や見直し】

- ・ 大気汚染防止法改正をはじめとした各種法令改正、「千葉県バイオマス活用推進計画」の策定等の新たな個別計画の策定や見直しがありました。

見 直 し の ポ イ ン ト

【東日本大震災に起因する課題への取組】

- 放射性物質による環境汚染への対応
 - ・ 空間放射線量の監視体制の継続や、除染等の措置の円滑な推進、放射性物質を含む汚泥や廃棄物への対応を計画に盛り込み、第3編 第4章に「第6節 放射性物質による環境汚染への対応」を新設しました。
 - ・ 新たな指標として「空間放射線量率」を設けました。
- 再生可能エネルギー等の導入促進
 - ・ 「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づく、県としての取組や市町村・県民・民間事業者に対する支援、周知啓発を計画に盛り込みました。
 - ・ 新たな指標として「再生可能エネルギー発電設備導入量」を設けました。
- 液状化・流動化メカニズムの解明
 - ・ 液状化・流動化の発生メカニズム解明への取組や有効な情報の提供について計画に盛り込みました。

【新たに顕在化してきた課題への取組】

- ヤードの適正化
 - ・ 千葉県不法ヤード対策協議会を通じた関係機関との連携、ヤードの適正化を図るための条例の制定やそれに基づく取組等を計画に盛り込みました。
- PM2.5への対応
 - ・ PM2.5の常時監視や県民への注意喚起、発生メカニズムの解明に向けた調査・分析や国等と連携した効果的な対策の検討を計画に盛り込みました。

※その他、今後に予想される課題として、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う産業廃棄物等への対応や、使用済み太陽光パネルの処理について計画に盛り込みました。

今後のスケジュール(予定)

26年 10～11月	環境審議会（企画政策部会）に諮問 パブリックコメントの実施
27年 1月～3月	環境審議会（企画政策部会）の答申 環境基本計画（改訂版）の決定